

2020年11月定例会(12月2日)松谷清議員 総括質問に関する質疑全文

○36番(松谷 清君) それでは、通告に従いまして2点質問させていただきます。

まず、気候非常事態宣言と静岡市の対応について伺います。

政府の2050年二酸化炭素排出実質ゼロ宣言により、これまでの地球温暖化対策、気候危機対策は大きく変わります。政府においても自治体においても2030年、石炭火力発電廃止のロードマップ、炭素税の導入、コロナ禍のさなかでの新たな価値観に基づく産業政策、炭素依存経済から脱炭素経済への移行、不平等社会から包括型社会への移行をにらんだグリーンリカバリー政策に転換していくことになります。

自治体初の長野県グリーンリカバリー政策は学ぶべきものがあり、6月議会でも取り上げさせていただきました。政府の方針転換に伴い、3点質問させていただきます。

静岡市は、2050年温室効果ガス排出ゼロを表明することに慎重な姿勢でありましたけれども、突然、11月9日、環境局ホームページにおいて実質ゼロを取り入れることが表明され、先ほど山梨議員の質問で、市長の思いが語られました。どのような経過を踏まえ市長の表明となっているのか、そしてまた、国会において11月19日、20日、衆参両院で気候非常事態宣言がなされましたが、市長の2050年実質ゼロ宣言は、非常事態宣言と同義であるのか、伺いたいと思います。

ちなみに実質ゼロ、ゼロカーボンシティ宣言は環境省が全国に呼びかけているもので、現在、177の自治体が登録しており、県内では浜松市と御前崎市であります。気候非常事態宣言は、国際機関の登録となっております。国内においてはまだ47、そこに環境省と衆参が加わり50ということになっており、それは同義なのかどうか、改めて確認したいと思います。

2つ目に、菅首相は原発再稼働を前提とした原発依存、技術分野のリノベーションを前提に2050年実質ゼロを表明しています。政府の方針転換を促したのは、長崎県壱岐市や長野県の気候非常事態宣言など、議会、首長による自治体側の運動でありました。政府は、2030年の数値目標を明確にしておりませんが、この分野においても自治体の役割は極めて重大であります。

実質ゼロ宣言を市長は行ったわけでありませぬけれども、2030年に50%削減など、数値目標を掲げることが必要であると考えますが、静岡市はどのような数値目標を掲げていくのか、伺います。

3つ目に、静岡市における直近での把握可能な温室効果ガス排出量は、現状の削減の目標どおりに進んでいるのかどうか、伺っておきたいと思います。

次に、コロナ感染拡大と市政運営について伺います。

感染拡大の中で医療現場、そして感染現場で日夜奮闘されている関係者の皆様に感謝申し上げるとともに、敬意を表したいと思います。言うまでもなく、患者の皆様の一日も早い回復をお祈りしたいと思います。

静岡市で4月から12月1日現在で524人、そのうち11月だけで395人の感染者、クラスターは全部で13ですが、11月だけで9つ、学校と勤務先が共通、カラオケを含む3つの飲食店、接待を伴う飲食店、済生会病院、高齢者デイサービス施設など9つのクラスターが発生し、191人が感染者となっております。特に12番目は、私が9月議会で一番危惧した高齢者介護施設でのクラスター発生で、静岡市は、ある意味で緊急事態の状況にあります。

日本医師会会長からは、GoToトラベルが第3波のきっかけとも指摘され、経済回復と感染防止の両立の難しさが露呈しております。県内の病床利用率は56%、静岡市が浜松市を上回る感染者という状況になっております。

一方、コロナ禍において静岡市は、4月17日から5度にわたる臨時議会、追加補正を通じ、特別定額給付金700億円を含むコロナ対策費852億円を支出してきました。11月補正において、コロナ禍の経済危機を踏

また法人市民税、固定資産税、事業所税の減収に合わせて減収補填債7億円、猶予特例債11億円という財源措置が提案されております。

そこで2点お伺いいたします。コロナ感染の拡大について、経済回復と感染予防の両方を推進する中で感染者が増加しておりますが、そのことについて市はどのように考えているのか、また、今後どのような対策を講じていくのか、伺いたいと思います。

2つ目に、財政の見直しについて3点お伺いいたします。

2020年度の市税のうち最も減収額が大きい法人市民税について、大企業や中小企業の状況はどうなっているのか。

2点目に固定資産税の徴収猶予額について、同様に状況はどうなっているのか、伺います。

3点目に、さらに市税の減収対策として減収補填債と猶予特例債を補正予算に計上しておりますけれども、リーマンショック時と比較して、どのような状況であるのか、伺いたいと思います。

22〇環境局長(殿岡 智君) 政府の方針転換に関する4点の御質問にお答えいたします。

最初に、どのような経過を踏まえ2050年温室効果ガス排出実質ゼロを表明したかについてですが、本市はこれまで、第2次静岡市地球温暖化対策実行計画で掲げる温室効果ガス排出量削減目標の達成に向け、着実な取組を進めてまいりました。依然として2050年温室効果ガス排出実質ゼロに向けた道のりは大変険しいものではございますが、次の3つのことを背景に、本市も実質ゼロに向け取組を進めていくこととしました。

1つ目は、国が本年9月に公表した令和3年度の概算要求において、実質ゼロに関する自治体の支援を打ち出したこと、これに加え、10月には菅総理大臣が実質ゼロを表明したことから、国と連携して取り組める状況が整ったことです。

2つ目は、指定都市市長会における温室効果ガス排出削減等に向けた連携宣言での議論から、指定都市である本市が果たすべき先導的な役割を再認識したことです。

3つ目は、市議会から御意見や要望をいただくなど、市当局と市議会が同じ方向を向いて取り組める状況が整ったことです。

2点目、市長の表明は気候非常事態宣言と同義なのかについてでございますが、本市は、世界が気候非常事態の状況下にあるとの認識の下、実質ゼロに向けて取り組んでいくこととしました。

3点目、どのような数値目標を掲げていくかについてでございますが、温室効果ガスの削減数値目標は、今後の経済界との議論や国のエネルギー基本計画、地球温暖化対策計画の改定内容を踏まえ、2022年度改定予定の静岡市地球温暖化対策実行計画の中で設定してまいります。ただし、2050年実質ゼロを実現するためには、現行計画において中期目標として掲げた2030年度までに、2013年度比26%削減という目標をさらに高めていくことが必要であると認識しております。

最後に、削減目標どおりに進んでいるのかについてでございますが、2017年度の本市域から排出された温室効果ガスの量は、約504万7,000トンCO₂で、基準年度である2013年度と比較すると約7%削減しています。現行計画において、短期目標に掲げた2022年度までに10%の削減目標に向け、順調に推移しております。

23〇危機管理統括監(海野 強君) 感染者が増加していることについて、市はどのように考えているのか、また今後、どのような対策を講じていくのかについてですが、新型コロナウイルス感染症は、全国的に再び感染が拡大しており、本市においても11月初旬以降、複数のクラスターが発生するなど新規感染者が急増しています。

本市において発生したクラスターの多くは、一部の飲食店で業種別ガイドラインに基づく感染防止対策が徹底されていなかったことや、つながりの強い集団内において、日常生活における基本的な対策が徹底されていなかったことなどによるものです。長期化する新型コロナウイルス感染症との闘いの中で、一部の飲食店や市民の皆さんにも若干の気の緩みが生じ、感染症対策を怠ってしまったことが感染拡大につながってしまったものと思われます。今回の飲食店でのクラスター発生を受け、本市としては、飲食店を対象としたPCR検査の体制強化に取り組んでおります。

医療現場の負担を軽減し、また、社会経済活動を止めないためには、事業者や市民の皆さんに感染症対策を徹底していただくことが最も重要だと考えています。そのため、同報無線やLINE、防災メールなどにより注意喚起を行うとともに、11月18日には感染症対策の徹底を訴える市長メッセージを発信したところです。

命と暮らし、2つのライフを守るため新しい生活様式を実践するとともに、国の新型コロナウイルス感染症対策分科会で示された感染リスクの高まる5つの場面や感染リスクを下げながら会食などを楽しむ工夫を踏まえた行動をとっていただくよう、様々な機会を捉えて、引き続き注意喚起に努めていきたいと考えております。

24〇財政局長(川崎 豊君) 市税の減収と、それに対応した減収補填債等に関してお答えいたします。

まず、令和2年度の法人市民税の状況についてですが、法人市民税は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を背景とした経済情勢の急速な悪化による法人収益の減少により6億円、徴収猶予により7億円、合計で13億円の減収を見込んでおります。

法人市民税の減収額は、納税義務者約2万1,000者のうち約2割を占める資本金1億円を超える大企業は7億3,000万円の減収、一方、大企業以外では1億3,000万円の増収のため、合わせて6億円の減収を見込んでおります。また、法人市民税に係る徴収猶予額は、大企業では約40者で6億3,000万円、大企業以外では約110者で7,000万円、合計で7億円を見込んでおります。

次に、固定資産税の徴収猶予額は、大企業では約20者で1億6,000万円、大企業以外では約150者で1億4,000万円、合計で3億円を見込んでおります。

最後に、減収補填債と猶予特例債のリーマンショック時との比較についてですが、減収補填債は法人市民税などの減収分を地方債で補填する制度で、今回の補正予算に7億円を計上しております。また、リーマンショック時においては、法人市民税の減収により平成20年度に22億円の借入れをしております。

次に、猶予特例債は、地方税法の改正により地方税の徴収猶予による一時的な減収に対応するため、令和2年度に創設された地方債で、今回の補正予算に11億円を計上しております。

なお、リーマンショック時においては制度がなかったため、借入れはしていません。

[36番松谷 清君登壇]

25〇36番(松谷 清君) ただいまお答えいただきました。

まず、気候非常事態宣言に関連してお伺いしますが、市長は自治体の先導性ということを非常に強調されたわけですが、本当にそうであってほしいと思いますが、一方ではまた事大主義的な、政府が変わったから変わったとも受け取れる、そこら辺を私は大変懸念しているところであります。

先ほどの宣言が、もし気候非常事態宣言であれば県内で初めてなんですね。でも、ゼロカーボン宣言だと3番目なんですよ。その先導性というときに、どっちなのかということが今の答弁では非常に分かりづらい、その辺はきちんと明確にしていきたいと思います。

2030年50%削減に向かうために、再生可能エネルギー100%は戦略的な具体的な目標であります。大規模施設について一定の法の縛りがありますが、お手元の資料、小規模施設について、その1つである葵区北の

滝ノ谷の太陽光発電は、工事の中で土砂が河川に流れ込む事態となり工事は中断しております。

葵区北の太陽光発電のこの現状を踏まえ、山の傾斜地に設置される太陽光発電が抱える課題は何か、太陽光発電を推進するに当たり、4月に策定された太陽光発電設備適正導入ガイドラインの役割は何か、お伺いします。

2つ目に、静岡市と浜松市は再生可能エネルギーによる地域エネルギー自給率は千葉大学脱炭素地域エネルギー研究によれば、静岡市が6.44%、浜松市が19.79%、3倍の差となっております。静岡市の太陽光発電の可能性量と現状値を踏まえ、1,869ヘクタールとも指摘される耕作放棄地の活用や戸建て住宅屋根、ビル屋根、駐車場屋根など未利用地への太陽光発電設備の普及はどうか、お伺いいたします。

先ほど環境局が山梨議員に答弁されているんですけれども、3点目に、静岡市の静岡市エネルギーの地産地消事業は、本当に環境NPOなどから全国的に高い評価を受けております。ただ、再生可能エネルギーの量の割合が明らかになっておりません。現在、契約を締結しているこの業務における再生可能エネルギーの割合はどうか、また、今後、契約内容の条件として、再生可能エネルギーの割合を何%にしていくつもりなのか、伺っておきたいと思います。

次に、コロナ感染拡大と市政運営について、2回目の質問をさせていただきます。

コロナ感染の拡大に対して11月20日、新型コロナウイルス感染症対策本部会議が開催され、11月27日に市長記者会見が行われました。第3波到来、クラスターの連続的発生を受け、飲食店1,000件を対象にPCR検査の実施を明らかにしたわけであり、無症状の方を対象に行政検査をこれだけの数で開始するというのは、これまでの静岡市のコロナ対策方針の大転換になるわけであり、

マスコミから多くの質問が集中したのは、クラスターの施設名の公表問題でありました。陽性患者を軸に濃厚接触者を把握し、感染拡大を抑え込むことができている段階においては、コロナ感染者や関係者への差別、偏見、風評被害が拡大するおそれを考慮したとき、私自身も非公表で対処することについては支持してまいりました。しかし、現在、飲食店等でのクラスターの連続的な発生という緊急事態の中で、これまでの公表基準を見直し、店舗名等のより詳細な情報を広報する必要があると考えますけれども、その点についてはどのように考えるか、伺いたいと思います。

次に、財政の見通しについてお伺いいたします。2021年度の予算編成が始まっております。減収補填債、猶予特例債の発行は極めて憂慮すべき財政状況にあるわけであり、先ほどの風間議員への答弁の中で、要求時点で145億円の不足という答弁がありましたけれども、2021年度の個人市民税、法人市民税、固定資産税といった主要税目の減収額ほどの程度と想定されているのか。一方減収に対して、一定程度が国の地方交付税制度により補填されると思いますけれども、普通交付税と臨時財政対策債、交付されるといっても臨時財政対策債が増えるのではないかと、思うわけであり、発行可能額の見込みについてお伺いいたします。

また、地方交付税は75%になりますので、補填されない減収分は例年以上に膨らむと思っておりますけれども、当初予算にどう影響するのか、お伺いしておきたいと思います。

以上、2回目の質問であります。

26〇環境局長(殿岡 智君) 再生可能エネルギーに関する5点の御質問にお答えいたします。

最初に、山の傾斜地における太陽光発電の課題についてですが、令和2年3月に環境省が策定した太陽光発電の環境配慮ガイドラインには、各地でのり面崩落事例や適切な排水対策が講じられていない施設での濁水・土砂流出の懸念等が掲載されています。本市においても同様に、防災対策、濁水・土砂流出への対策が主な課題として挙げられます。

2点目、ガイドラインの役割についてでございますが、本市の太陽光発電設備適正導入ガイドラインは、地域と調和が図られた太陽光発電事業の実施を目的としており、事業者に対して計画地の現状を踏まえた防災対策、環境配慮及び地域住民との調和などにおける適切な取組を求めるものとなっております。

3点目、未利用地への太陽光発電設備の普及拡大についてでございますが、まず、本市の太陽光発電の利用可能量は、平成22年度に公表した緑の分権改革推進事業成果報告書でお示しており、経済性を考慮しないという前提ではございますが、約63万メガワットアワーとなっております。一方、本市で導入されている太陽光発電の発電量は、経済産業省のホームページで公開されている情報から推計しますと、令和元年12月末時点で約15万メガワットアワーとなり、利用可能量に対し約24%となっております。

このような状況の中、太陽光発電のさらなる普及拡大に向けては、未利用地への設備導入が有効な手段であると認識しています。その1つとして、国では令和3年度の概算要求において、戸建て住宅などの屋根に太陽光発電設備を施工事業者の負担で設置するPPAモデルの普及拡大に向け、既存の予算から大幅に増額要求しています。本市としても、このPPAモデルの普及拡大に向け、市民の皆さんや企業に対し積極的に事業の周知を図ってまいります。

4点目、エネルギーの地産地消事業における再生可能エネルギーの割合についてでございますが、令和元年度実績で11.5%となっております。

最後に、今後の契約における再生可能エネルギーの割合についてですが、2050年実質ゼロに向けては、本市として率先した取組を行っていく必要があるため、再生可能エネルギーの比率を高めていくことが重要であると認識しています。一方で、再生可能エネルギーの比率を高めていくには、その分コストもかかってきます。このため現契約の期間満了後の取扱いを検討する中で、再生可能エネルギーの比率についても併せて検討してまいります。

27〇保健衛生医療統括監(杉山友章君) クラスタ発生時の店舗名等の公表についてですが、本市では、国の基本方針や県の公表の目安に基づき、感染者が不特定多数と接触した可能性があるにもかかわらず、利用者の特定ができない場合は、患者本人及び店舗等の管理者の同意が得られなくても、感染拡大を防ぐため店舗名等の情報を公表することとしており、本市ではこれまで、飲食店におけるクラスタが8件発生しましたが、いずれも利用者の特定が早期にでき、特定された方以外からの陽性者は発生しておりませんでした。一方、11月に入り飲食店でのクラスタが7件発生したことから、利用者や店舗に注意喚起を図るため、業態の公表や感染予防対策が不十分であった点を併せて公表しているところです。

しかしながら、感染者数の増加が顕著となり、市民の皆さんの不安も高まっていることから、これを払拭するため、関係団体の皆様に公表の目的を丁寧に説明して御理解、御協力を求め、店舗の管理者にも店舗名等の情報の公表を前提に、同意を得る働きかけを強めていきます。

28〇財政局長(川崎 豊君) 令和3年度の市税収入見込額等に関してお答えいたします。

まず、市税収入見込額についてですが、本年12月中旬以降に公表される国の地方財政計画における税収見通しや与党税制改正大綱等により変動することもあります。現時点では、2年度当初予算に比べて約74億円の減収を見込んでおります。

主要税目別では、個人市民税は、令和2年中における就業者数及び個人所得の減少が見込まれることから約20億円の減収、法人市民税は、令和2年度の法人収益の減収が見込まれることから約28億円の減収、固定資産税は家屋の評価替えによる減収が見込まれるほか、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による新規設備投資の減少や中小事業者等を対象とした償却資産等に係る軽減措置により約25億円の減収を見込

んでおります。

次に、令和3年度の普通交付税と臨時財政対策債の見込みについてですが、国の概算要求時点における令和3年度地方財政収支の仮試算によると、地方税等の大幅な減収見込みに伴い、普通交付税等は前年度並みで、臨時財政対策債は前年度に比べ約2倍とされているため、現時点では、本市も同様に見込んでおります。

また、当初予算への影響についてですが、現在編成作業を進めておりますが、例年以上に厳しい財政状況を踏まえ、予算の重点化や事業費の精査を行うとともに、基金の活用などにより財源不足に対応してまいります。

〔36番松谷 清君登壇〕

29〇36番(松谷 清君) それでは、3回目の質問をいたします。

気候危機の関係ですけれども、結局2022年度改定予定の計画に向かってということで準備していきますよという話が出るんですが、具体的に、今すぐにでもできることはたくさんあるわけでありまして。その意味で、再生可能エネルギーの普及拡大に向けたガイドライン、現在の太陽光発電設備適正導入ガイドラインの改正とか、それから導入拡大を促す条例の策定など、具体的に取り組む必要があるのではないかと思います、その点伺います。

将来的には脱炭素条例の制定も必要になります。そして、地球温暖化対策を進めるために庁内連携を強化するとともに、専門部署の設置が必要になりますけれども、今、環境創造課の1部署になっているわけでありましてけれども、やはりきちっとした組織を早急に立てる必要があるということをお話しておきたいと思っております。

次に、コロナ関連の質問をさせていただきます。

一応公表に向かうということなんですけれども、そのスピード感というものがどうなのかと。浜松市が従来感染者が多かったんだけど、今、静岡市は物すごく増えているんですよ。その点での施策のスピード感の違いというものがあるのかなと思わざるを得ないわけでありまして。

無症状の方々を対象に今回飲食店の関係者への行政検査を開始するのは当然必要であるわけでありましてけれども、浜松市は数か月前にこれをやりました。結局3分の1程度の応募しかなかったという状況もある中で、静岡市がどういう形でそこを踏まえた検査体制をつくるのかということも課題であります。

現在、公表資料によりますと、済生会病院クラスターにおいては感染した看護師さん16名中の9人が無症状、入院患者は高齢の方々ですが、22名中14名が無症状、カラオケを伴う3件の飲食店クラスターで27名中10名が無症状。つまりこの11月までに感染した500人を超える人たちを1人ずつ全部チェックしていくと、無症状の方が本当に多いんですよ。となったときに、陽性患者が出て、それを取り巻く状態で今の状況を乗り切れるか、その危機感の問題だと私は思うわけでありまして。

9月議会で、厚生労働省の9月15日の通知を踏まえエッセンシャルワーク施設、まずは高齢者介護施設の職員、利用者含め無症状の方々へのPCR検査を行うべきと質問しました。そのときには、もうそんなことはしませんよという状態であったわけでありましてけれども、今回、12例目の高齢者介護施設でクラスターが発生したことを考えたら、飲食店は当然としても、早急に高齢者施設を検査しなければいけないんですよ。現実には幾つかの施設でも発生しているし、実際はPCR検査をやられているわけじゃないですか。全施設について、この状況の中で改めて、前回と同じ質問ですけれども、誰でもいつでも何度でもPCR検査が受けられる世田谷区のように……

30〇議長(繁田和三君) あと1分です。

31〇36番(松谷 清君)(続) 本市でも社会福祉施設でのエッセンシャルワーカーに対する定期的なPCR検

査を実施する考えはないのか、伺っておきたいと思います。

次に、財政の見通しでありますけれども、この感染状況を考えれば、さらに経済状況は今年度以上に悪化するわけでありますから厳しいわけであります。27日の記者会見、そして風間議員の質問の中でも桜ヶ丘病院と清水庁舎の関係で、今の状態はある意味で白紙にしたと同じなんですよね。桜ヶ丘病院がどういう選択をするかということを行っているだけども、これは住民投票条例で反対した田辺市長の原点というか、政治姿勢の基本は何なのかと、私は疑っているわけであり、清水庁舎の位置を変更した条例の改正を求めておきたいと思っております。

時間がないので、新型コロナウイルスの再拡大を受け見直しを進めている清水庁舎、海洋文化施設の2つの大規模事業はどのように考えているのか、最後に伺って、質問を終わります。

32〇環境局長(殿岡 智君) ガイドラインの改正や条例の制定と専門部署の設置について、一括してお答えいたします。

ガイドラインの改正や条例の制定、専門部署の設置については、2022年度末までに進める静岡市地球温暖化対策実行計画の改定作業と合わせ検討してまいります。また、2050年実質ゼロに向けては、あらゆる施策を検討していかななくてはならないため、検討に当たっては、庁内組織である環境政策連携統括会議において、しっかりと議論を進めてまいります。

33〇保健衛生医療統括監(杉山友章君) 社会福祉施設職員への定期的なPCR検査の実施についてですが、PCR検査は、その時点で新型コロナウイルスに感染しているかを判定するものであり、一度陰性と判定されても、その後感染しないことを証明するものではありません。そのため本市としては、現状では定期的なPCR検査を実施することは考えておりませんが、新型コロナウイルスの感染者数の増加が顕著となっていることから、高齢者施設や障害者施設等の特に重症化リスクが高い施設において、入所者または介護従事者等で発熱等の症状がある方が発生した場合には、速やかに検査を実施してまいります。また、当該施設で陽性者が発生した場合には、施設の入所者及び介護従事者等の全員に対して検査を実施してまいります。

34〇企画局長(松浦高之君) 見直しを進めている2つの大規模事業をどのように考えているのかについてですが、大規模事業については、新型コロナウイルス感染症の拡大により大きな影響を受けた社会経済状況に対応するため、事務手続を一時停止し、感染拡大防止や民間事業者の参入促進等の視点で見直しを実施し、対応のめどが立ったものから事業を再開することとしております。その結果、9月議会において海洋文化施設整備事業と新清水庁舎整備事業の2つの大規模事業につきまして、本年度の再開を見送り、引き続き必要な見直しを進めていくことを答弁いたしました。

これらの大規模事業は、5大構想に係る事業であることから、コロナと共存していく新たな時代に的確に対応した事業とすべく、引き続き見直しを進めてまいります。

35〇議長(繁田和三君) この際、暫時休憩いたします。